

山梨県公報

第二千二十六号

平成二十二年

三月十五日

月 曜 日

目 次

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音
について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規
制基準の一部改正……………一七五

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指
定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………一七五

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部改正……………一七五

騒音に係る環境基準の類型のあてはめの一部改正……………一七六

県営土地改良事業計画の決定(二件)……………一七六

道路の供用開始……………一七六

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………一七六

公 告

争議行為予告通知の受理……………一八〇

基本測量の終了……………一八一

告 示

山梨県告示第八十七号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規
制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山
梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一中「増穂町、鯉沢町」を「富士川町」に改める。

別添図面中増穂町及び鯉沢町に係る部分を次の図のように改める。「次の図」は、省
略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該区域を所管する林務環境事
務所において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第八十八号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定
工場等において発生する振動の規制基準(昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次
のように改正する。

平成二十二年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一中「増穂町、鯉沢町」を「富士川町」に改める。

別添図面中増穂町及び鯉沢町に係る部分を次の図のように改める。「次の図」は、省
略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該区域を所管する林務環境事
務所において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第八十九号

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十二年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部を改正する告示

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準(平成十六年山梨県告示第四百九十六号)の
一部を次のように改正する。

別表第十四号を次のように改める。

十四 富士川町に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	大柗、駅前通一丁目の全部並びに最勝寺、天神中条、大久保、春 米、小林、長沢、青柳町、鯉沢、鹿島、箱原、鳥屋、柳川、十谷、 及び駅前通二丁目の一部
B 区域	最勝寺、天神中条、長沢、青柳町及び鯉沢の一部
C 区域	小林の一部

別表中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十四号までを一
号ずつ繰り上げる。

別添図面中増穂町及び鯉沢町に係る部分を次の図のように改める。「次の図」は、
省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課 当該区域を所管する林務環境事

務所及び富士川町役場において公衆の縦覧に供する。)

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第九十号

騒音に係る環境基準の類型の当てはめ(平成七年山梨県告示第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

本則中、「増穂町」を、「富士川町」に改める。

山梨県告示第九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(穂積地区中山間地域総合整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年三月十五日から同年四月十二日まで

三 縦覧場所

富士川町役場

四 異議申立期間

平成二十二年四月十三日から同年四月二十七日まで

山梨県告示第九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(柳川地区中山間地域総合農地防災事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年三月十五日から同年四月十二日まで

三 縦覧場所

富士川町役場

四 異議申立期間

平成二十二年四月十三日から同年四月二十七日まで

山梨県告示第九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課、峡東建設事務所及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年四月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	富士河口湖 芦川線	南都留郡富士河口湖町大字大石 字奥二四〇八番の一地先から 笛吹市芦川町大字上芦川字品沢 一八〇四番の一地先まで	四三三〇・〇	平成二十二年三月二十七日

山梨県告示第九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

土砂災害警戒区域

南アルプス市															市町村名	
中野 の 2	田頭	上市之瀬 2	上市之瀬 1	横沢	あやめが丘の2	あやめが丘	宮本	平岡	宮本 3	宮本 2	宮本 1	中丸	天白	湯沢	田阿前	土砂災害警戒 区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
															土砂災害警戒区域の表示	
															次の図のとおり (図面省略)	

寺の沢	上梅津沢	下梅津沢	明神沢の2	明神沢の1	築山の3・築山の4	築山・築山の2	高尾	大内	高尾の2	駒場の2	駒場の2	駒場	飯野の2	飯野	飯野	山居	中野
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

道鎮沢川	秋山塩沢川	桐の木沢	烏沢川	漆川	堰野川の2	前沢	芦沢川	塩沢川	高室川	中堂沢 2	中堂沢 1	入増川	御手洗川 2	御手洗川 1	塩沢川支流	坂額沢	滝の沢	押越沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域																	
	築山沢	駒沢川	金山沢	福王子川	福小路沢 2	福小路沢 1	御崎川 2	御崎川 1	大石沢川 2	大石沢川 1	中野川	北沢川	北川	西沢川	秋山川 2	秋山川 1	堰野川
土砂災害の発生	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
土砂災害特別警戒区域の表																	

南アルプス市																市町村名	
土砂災害特別警戒区域の名称																原因となる自然現象の種類	
中野	中野の2	田頭	上市之瀬2	上市之瀬1	横沢	あやめが丘の2	あやめが丘	宮本	平岡	宮本3	宮本2	宮本1	中丸	天白	湯沢	田阿前	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項																次の図のとおり	
押越沢	寺の沢	上梅津沢	下梅津沢	明神沢の2	明神沢の1	築山の3・築山の4	2 築山・築山の	高尾	大内	高尾の2	駒場の2	駒場の2	駒場	飯野の2	飯野	飯野	山居
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

滝の沢	塩沢川支流	御手洗川 1	御手洗川 2	中堂沢 1	中堂沢 2	塩沢川	芦沢川	前沢	堰野川の2	漆川	桐の木沢	道鎮沢川	秋山川 1	北川	北沢川	大石沢川 1	福小路沢 1	福小路沢 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

公 告

● 争議行為予告通知の受理
 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成二十二年三月三日付で通知があった。
 平成二十二年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 事件

次の要求事項解決のため

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員。
- 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。
- 3 長時間・交代制勤務反対。准看護師から看護師への2年課程通信制の受講保障、支援措置の確立。

二 日時

平成二十二年三月二十四日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

- 甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院
 南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所
 北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所

福王子川	金山沢	駒沢川	築山沢
土石流	土石流	土石流	土石流

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡富士川町長沢二百二十五番地の四 まずほ共立診療所

甲府市宝一丁目五番十号 共立在宅ケアセンター甲府

南アルプス市桃園三百四十番地 共立在宅ケアセンター巨摩

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地の二十四 共立在宅ケアセンター石和

甲斐市富竹新田二百三番地の一 メゾン広瀬一〇三号 共立在宅ケアセンター竜王

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 共立在宅ケアセンター御坂

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 共立在宅ケアセンター武川

南巨摩郡富士川町長沢二百二十五番地の四 共立在宅ケアセンター増穂

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし

甲府市若松町六番地三十五号 共立介護福祉センターわかまつ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 甲府市地域包括支援センターきょうりつ

以上の病院、診療所、薬局をとりまく地域と病院、診療所、薬局の構内及び全職場、

または一部職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十二年三月二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年三月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量（ジオイド測量）

二 作業期間 平成二十一年八月十八日から平成二十二年二月二十六日まで

三 作業地域 甲府市、大月市、北杜市、中央市、都留市、中巨摩郡昭和町、南巨摩郡

富士川町、南巨摩郡身延町及び南都留郡道志村

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番